# 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令 （平成十年政令第四百四号）

#### 第一条（業種）

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第一条各号に掲げる業種以外の業種とする。

#### 第二条（金融機関）

法第三条第一項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

###### 一

銀行

###### 二

株式会社商工組合中央金庫

###### 三

株式会社日本政策投資銀行

###### 四

信用金庫及び信用金庫連合会

###### 五

労働金庫及び労働金庫連合会

###### 六

信用協同組合及び信用協同組合連合会

###### 七

農業協同組合及び農業協同組合連合会

###### 八

農林中央金庫

###### 九

保険会社

#### 第三条（保険料率）

法第五条の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（手形の割引の場合は手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間、給付（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項の契約に基づく給付をいう。以下同じ。）の場合は給付を受けた時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間、法第三条第一項に規定する特殊保証（以下「特殊保証」という。）の場合は当該保証契約で定める期間と当該保証契約で定める期間の開始の日から保証をした債務のうちその弁済期（手形の割引の場合は、手形の満期。以下同じ。）の到来する日が最も遅いものの弁済期が到来する日までの期間とのいずれか長い期間）一年につき、法第三条第一項に規定する破綻金融機関等関連特別保険にあっては〇・四パーセント（手形の割引を受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「手形割引特殊保証」という。）及び当座貸越しを受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「当座貸越し特殊保証」という。）の場合は、〇・三五パーセント）、法第四条第一項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険にあっては〇・二八パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）とする。

#### 第四条（中小企業信用保険法を準用する場合の読替え）

法第九条の規定による中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

# 附　則

この政令は、法の施行の日（平成十年十二月二十四日）から施行する。

# 附　則（平成一一年六月二三日政令第二〇四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年九月一六日政令第二六七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年九月二〇日政令第二七二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年二月一六日政令第三九号）

この政令は、中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年二月十七日）から施行する。

# 附　則（平成一三年一二月一四日政令第四〇二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、中小企業信用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月十七日）から施行する。

# 附　則（平成一六年五月二六日政令第一八一号）

この政令は、機構の成立の時から施行する。

# 附　則（平成一九年二月二三日政令第三一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年八月三日政令第二四二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、中小企業信用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月四日）から施行する。

# 附　則（平成二〇年五月二一日政令第一八〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年七月一六日政令第二二六号）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年七月二五日政令第二三七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年八月二九日政令第二六九号）

この政令は、中小企業信用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年九月一日）から施行する。

# 附　則（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

#### 第十三条（破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条の規定の施行前に成立している破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）に規定する保険関係については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二五年九月一九日政令第二七六号）

この政令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。